

令和6年洞爺湖町教育委員会第2回定例会会議録

日 時	令和6年3月21日（木） 13:30より
場 所	役場第2委員会室
出席委員	教 育 長 洪 川 賢 一 委 員 吉 田 聡 委 員 岡 本 里 佳 委 員 岩 崎 義 久
欠席委員	委 員 来 栖 由 喜
説 明 員	教育推進課長 高 橋 謙 介 社会教育課長 角 田 隆 志
会議録調整者	教育推進課係長 大 楽 泰 生
傍 聴 者	無し
日 程 第 1 【開会宣言】	渋川教育長 開会を宣言する。（13:30）
日 程 第 2 【前回会議録の承認】	渋川教育長 各委員の署名により、承認を確認。
日 程 第 3 【教育長諸般の報告】	渋川教育長 2／13～14 胆振管内教育委員研修会（洞爺観光ホテル） 2／15～16 洞爺湖町学力向上研修会（虻田小学校） 2／20 洞爺湖町通学路等安全推進会議（第2委員会室） 2／21 総務常任委員会委員協議会（第1委員会室） 〃 学園ネットワークコミュニティ第4回 Web 研修（教育長室） 2／22 経常任委員会委員協議会（第1委員会室） 2／27 読書感想画・読書紹介文コンクール表彰（役場町民ホール） 〃 ロータリークラブ寄贈図書贈呈式（教育長室） 2／28 定例教頭会議（第2委員会室） 〃 叙勲伝達式（室蘭市） 3／ 1 虻田高等学校卒業式（虻田高校体育館） 〃 臨時校長会議（第2委員会室） 3／4～13 洞爺湖町議会3月会議及び予算審査特別委員会（本会議場）

日 程 第 4

【 報 告 事 項 】

・ 報告第 5 号

3 / 1 0 ふれ合う心の文化広場（洞爺湖文化センター）

3 / 1 4 洞爺中学校卒業式（洞爺中学校体育館）

3 / 1 5 洞爺湖町育英資金運営委員会（第 2 委員会室）

3 / 1 8 虻高未来づくりフォローアップ活動推進委員会（防災研修ホール）

3 / 2 1 教育委員会議（第 2 委員会室）

〃 津波避難訓練（202 会議室他）

〃 社会教育委員会議（202 会議室）

渋川教育長

続きまして日程第 4、報告事項でございます。

報告第 5 号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について、事務局よりお願いいたします。

角田社会教育課長

それでは議案書 2 ページになります。

報告第 5 号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告するものでございます。

一つ目、各種スポーツ教室の実施について、

町民が健康的に生活を送るために、誰もが気軽に楽しむ生涯スポーツの振興を図るためにスポーツ教室を開催いたしました。

初心者スキー教室は、小学 1 年生から 4 年生までの児童を対象に、1 月 12 日から 2 月 3 日までの 4 回にわたって実施しました。参加者は、スキー靴の履き方や道具に慣れるところから始め、最終日には全員が滑れるようになり、冬のスポーツを楽しみました。

「財田スノーシュー散策ツアー」は、スノーシューで冬から春への季節の変わり目を散策しながら、スノーシューの楽しさと健康・体力の増進を図ることを目的に実施しました。参加者は足元を確かめながら、植物の冬芽や動物の足跡などを観察し洞爺の自然に親しんでいました。

二つ目、令和 5 年度読書紹介文・読書感想画募集事業について。

読者の感想を文と絵画で表現することを通じて、読書の楽しさを体験してもらうことを目的に、洞爺湖ロータリークラブとの共催で秋の読書週間（10 月 27 ～11 月 9 日）に合わせ、「読書紹介文」と「読書感想画」を募集し、応募総数 129 作品を対象に審査を行いました。

表彰式は 2 月 27 日に洞爺湖町役場ロビーにおいて、洞爺湖ロータリークラブ会長並びに教育長より賞状及び記念品を進呈いたしました。

なお、児童生徒の作品につきましては、2 月 27 日から 3 月 8 日まで役場のロビーに展示をいたしました。受賞者につきましては以下の表のとおりになっております。なお、朗読は省略させていただきます。以上でございます。

・ 報告第 6 号

渋川教育長

それでは質問があればお受けいたします。

《「なし」の声》

それでは以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。

続きまして報告第 6 号、臨時代理の報告について、洞爺湖町議会令和 6 年 3 月会議提出一般会計補正予算（第 6 号）について、事務局よりお願いいたします。

高橋教育推進課長

議案書 4 ページになります。

報告第 6 号、臨時代理の報告について、洞爺湖町議会令和 6 年 3 月会議提出一般会計補正予算（第 6 号）でございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告するものでございます。

5 ページ目が、町長から教育長宛ての補正予算に対する意見を求める文書でございます。6 ページ目が教育長から、町長に対する、異議はありませんといったような文章でございます。

補正予算の中身は 8 ページ以降になります。今回の 3 月会議に提案いたしました歳入歳出補正予算につきましては、ほとんどが決算見込みによる執行残というものでございますので、節ごとの詳細な説明を省略したいと思います。

8 ページ目、歳入でございます。中ほど、19 款繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金のところでは補正額全体で 120,300 千円という補正額でございますが、こちらにつきましては、当初予算で計上した基金から繰入れた予算を計上していますが、その事業の執行残という形で、残ったお金をまた基金に戻すというような補正予算でございます。説明のところにあります、育英資金等教育振興基金とみんなの基金で、それぞれ教育分といたしましては 3,300 千円繰入れを減額するものでございます。

続きまして 9 ページ目の歳出でございます。10 款教育費、1 項教育総務費、3 目諸費でございます。補正額 3,849 千円でございます。教育振興事業、人件費や各種補助金の執行残でございます。

続きまして 2 項小学校費、1 目小学校管理費の 1 小学校管理事業でございます。2,850 千円の減額でございます。光熱水費等の執行残によるものでございます。

その下、2 小学校 I C T 環境整備事業でございます。2,951 千円の減額でございます。これはパソコン等の委託料の執行残によるものでございます。

続きまして 2 目教育振興費、1 小学校就学援助費事業でございます。200 千円の減額ということでございます。扶助費の執行残によるものでございます。

続きまして 3 項中学校費、1 目中学校管理費の中学校管理事業でございます。

3,500千円の減額でございます。こちらも光熱水費等の執行残によるものでございます。2目教育振興費の中学校就学援助事業、500千円の減額でございます。こちらも就学援助扶助費の執行残によるものでございます。

続きまして10ページ目の1番下、5項保健体育費、3目給食施設費でございます。虻田給食センター運営事業で245千円の減額でございます。調理員の共済費等の執行残によるものでございます。以上、教育推進課所管の説明を終わります。

角田社会教育課長

続きまして社会教育課所管の補正の中身になります。

16款道支出金、2項道補助金、7目教育費補助金につきましては848千円の減額となっております。これにつきましては学校支援地域本部事業補助金でございまして、地域未来塾に係る充当する経費になっておりますが、補助交付決定額の確定により減額するものでございます。

続きまして19款1項1目繰入金でございまして、1番下の三豊市交流フレンドリーツアーで1,100千円の減額となっております。事業費の確定によるものでございます。

続きまして22款1項町債、8目教育債でございます。1節社会教育費、社会教育施設整備費事業債で700千円の減額でございますけれども母と子の館の屋根改修が完了し事業費確定に伴うものでございます。

次に歳出ですけれども、10ページをお開きください。

4項社会教育費、1目社会教育総務費で600千円の減額となっております。洞爺湖町人づくり育成事業補助金におきまして、申請実績がなかったことによる減額でございます。

続きまして2目社会教育奨励費につきましては、2,006千円の減額となっております。フレンドリーツアー及び地域未来塾、ICT遠隔事業の事業費確定による減額となっております。

3目社会教育施設費につきましては670千円の減額となっております。このうち児童会運営事業は子育て支援課に移っておりますので、この部分訂正していただければというふうに思います。

2社会教育施設維持管理事業で730千円の減額につきましては、工事請負費で、母と子の館屋根等改修工事の事業費確定によるものでございます。

5目文化財費、8節旅費で70千円の減額となっております。これにつきましては世界遺産専門家委員会が秋田市の大雨によって、現地開催からオンライン開催に変更になったことによる減額です。

5項保健体育費、1目体育奨励費、7節報償費で100千円の減額となっております。スポーツ教室等の縮小に伴う減額となっております。以上でございます。

渋川教育長

質問をお受けしたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

・ 報告第 7 号

《「なし」の声》

それでは、以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。

続きまして報告第 7 号、臨時代理の報告について、洞爺湖町議会令和 6 年 3 月会議提出令和 6 年度一般会計予算（当初・教育費関係）について事務局よりお願いいたします。

高橋教育推進課長

議案書 11 ページになります。

報告第 7 号、臨時代理の報告について、洞爺湖町議会令和 6 年 3 月会議提出、令和 6 年度一般会計予算、当初教育費関係についてです。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものでございます。12 ページが町長から教育長に対する意見の申出でございます。13 ページが教育長から町長に対する異議はない旨の通知でございます。予算書は 15 ページからとなります。

まず、15 ページ目歳入でございます。中ほど 15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目教育費国庫補助金で、2,742 千円予算計上してございます。このうち、右側の節の 1 の小学校費補助金と 2 中学校費補助金が教育推進課所管となりますけれども、小・中学校の就学援助に係る国の負担分の歳入を見込んでいるものでございます。

続きまして、16 ページになります。17 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付け収入でございます。こちらは町内 12 戸の教員住宅の貸付料の収入、878 千円を予算計上しているところでございます。

続きまして 19 款繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金で、本年度予算額 65,150 千円を計上してございます。このうち教育委員会関連につきましては右側にあります、育英資金等教育振興基金からの繰入れ、みんなの基金からの繰入れとしまして、それぞれ記載している事業を計上してございます。なお、育英資金のからは 13,950 千円、みんなの基金のから 51,200 千円となつてございますけれども、このうち、括弧書きの部分が教育委員会で計上しているものということでございます。

続きまして、17 ページの 3 項雑入でございます。9 節給食費徴収金、ここで 3,200 千円予算計上してございますけれども、これは保育士の給食費代ということで子育て支援課の部分になります。

1 項町債、8 目教育債で 16,900 千円の計上でございます。一つ目が学校教育施設等整備費事業債 8,400 千円でございます。これは町内各教室の学校の各教室につけるエアコンの実施設計に関する起債でございます。あと、2 の過疎地域持続発展特別事業債、過疎債ですけれども、高校生の通学費の助成に係る費用としての起債でございます。歳入は以上になります。

続きまして歳出に移ります。18 ページ以降になります。まず、教育委員会運

営事業でございます。10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費でございます。本年度予算額、1,632 千円、前年度対比で 94 千円の減額でございます。この事業は、教育委員会の運営にかかる事業で、主な内容は、教育委員会議の開催による委員報酬や交際費にかかる経常予算を計上しており、前年度並みの計上でございます。

続きまして事務局管理事業の 2 目事務局費でございます。本年度予算額 572 千円、前年度対比で 79 千円の減額でございます。事業目的につきましては教育委員会の事務局運営にかかる事業で、主な内容は事務局の旅費や各種負担金に要する経費などを計上しており、前年度並みの予算計上となっております。

次に育英資金等教育振興基金管理事業でございます。本年度予算額 27,749 千円、前年度対比 4,265 千円の増額となっております。この事業につきましては、育英資金等教育振興基金の管理に係る事業で、主な内容は、入学時の給付事業やふるさと納税に係る基金積立てに関する経費を計上しております。増となっている要因につきましては、ふるさと納税の増による積立金の増額でございます。

続きまして、3 目諸費で教育推進事業でございます。本年度予算額 61,964 千円、前年度対比 14,019 千円の減額となっております。事業目的につきましては教育推進に係る各教育活動や教育支援に係る事業で、主な内容といたしましては、会計年度任用職員の人件費、システム使用料、虻田高校の支援や子育て支援に要する経費を計上しております。主な増減の要因といたしましては 1 節報酬で、学習支援員等の業務及び配置の見直しによる会計年度任用職員 5 名分の人件費の減。18 節負担金補助で虻田高校支援に係る入学者数の減。中学校制服購入費助成対象者数の減でございます。

続きまして 19 ページ目に入ります。小中学校スクールバス運行事業でございます。本年度予算額 31,166 千円、前年度対比 102 千円の増額となっております。この事業につきましては虻田洞爺地区に運行しているスクールバスの運行に係る事業で、主な内容といたしましては燃料費や運行委託に要する経費を計上しており、前年度並みの予算計上でございます。

続きましてその下、箱根中学生親善交流事業でございます。本年度予算額 1,175 千円で、前年度対比 62 千円の減額でございます。事業目的については、姉妹都市箱根町中学生との相互交流で、主な内容は交流に係る報奨金や旅費に要する経費を計上しており、前年度並みの予算計上でございます。

続きまして、その下になります 4 目教育住宅管理費です。教員住宅維持管理事業の本年度予算額 2,955 千円で前年度対比 2,200 千円の増額でございます。事業目的は教員住宅の維持管理に係る経費で、主な内容は町内にある 17 戸の教員住宅の維持管理に要する経費を計上しております。主な増の要因といたしましては、10 節修繕料で空き室となっている一戸の修繕と、14 節工事請負費で虻田中の管理職住宅一戸の解体工事による増でございます。

続きまして 20 ページ目になります。2 項小学校管理費、1 目小学校管理費の小学校管理事業でございます。本年度予算額 51,936 千円、前年度対比、1,191

千円の増額でございます。事業目的につきましては、町内三つの小学校の管理運営に係る事業で、主な内容は会計年度任用職員の人件費、光熱水費や各種委託業務に要する経費を計上しております。主な増の要因としましては、1 節報酬で、これまで再任用職員が公務員の業務を行っていましたが、任期満了により会計年度任用職員で対応するための人件費の増。12 節委託料で、学校の機械警備の導入や各種教室のエアコン設置に係る設計委託料の増によるものでございます。

続きまして 21 ページ目になります小学校 I C T 環境整備事業です。本年度予算額 6,874 千円、前年度対比 7,314 千円の減額でございます。事業目的につきましては、町内三つの小学校の G I G A スクールの環境整備に係る事業で、主な内容は各種設定業務や機器の使用料等に要する経費を計上しております。主な減の要因といたしましては 12 節委託料で、洞爺小学校へのタブレット端末更新設定業務の終了によるものでございます。

続きましてその下、2 目教育振興費、小学校就学援助事業でございます。本年度予算額 6,831 千円で前年度対比 209 千円の増額でございます。事業目的につきましては、義務教育の円滑な実施を図るための支援事業で、主な内容は学用品費から卒業アルバム代まで、11 項目を扶助費として計上しており、前年度並みの計上でございます。

続きまして、小学校教育振興事業です。本年度予算額 14,332 千円、前年度対比 11,132 千円の増額でございます。事業目的につきましては小学校の教材整備に係る事業で、主な内容は、学習に必要な教員の指導書や教材の購入に要する経費を計上しております。主な増の要因といたしましては、10 節需用費で、4 年ごとに改定される小学校の教科書改訂に伴う教師用の指導書及びデジタル教科書を更新するためのものでございます。

続きまして 22 ページでございます。3 項中学校費、1 目中学校管理費、中学校管理事業でございます。本年度予算額 42,070 千円で前年度対比 43,515 千円の減額でございます。事業目的につきましては、町内二つの中学校の管理運営に係る事業で、主な内容は会計年度任用職員の人件費、光熱水費や各種委託業務に要する経費を計上しております。

主な経営の要因といたしましては、14 節工事請負費で、洞爺中学校の高圧機器更新工事の終了によるものでございます。

続きまして 23 ページ、中学校 I C T 環境整備事業です。本年度予算額 4,979 千円、前年度対比 1,832 千円の増額でございます。事業目的につきましては、町内二つの中学校の G I G A スクールの環境整備に係る事業で、主な内容は各種設定業務や機器の使用料等に要する経費を計上しております。主な増の要因としましては 12 節委託料で、洞爺中学校のネットワーク機器更新や、17 節備品購入で教師用パソコンの購入などによるものでございます。

続きまして、2 目教育振興費の中学校就学援助事業でございます。本年度予算額 6,387 円、前年度対比 522 千円の増額でございます。事業目的につきましては、義務教育の円滑な実施を図るための支援事業、主な内容は学用品費から卒業

アルバム代まで 12 項目を扶助費として支給しており、前年度並みの計上でございます。

続きましてその下、J E T 外国青年招致事業です。本年度予算額 4,813 円で、前年度対比で 149 千円の増額でございます。事業目的につきましては、外国語教育の充実のための A L T の招致に係る事業で、主な内容は A L T の招致に係る人件費を計上しており、前年度並みの計上でございます。

続きまして 24 ページ目になります。3 目中学校費の中学校教育振興事業でございます。本年度予算額 4,315 円、前年度対比 227 千円の減額でございます。事業目的につきましては中学校の教材整備に係る事業で、主な内容は、中学校の学習に必要な教員の指導書や教材楽器などの購入に要する経費を計上しており、前年度並みの計上でございます。

続きまして 29 ページ目です。国庫保健体育費の 3 目給食施設費でございます。洞爺給食センター運営事業でございます。本年度予算額 24,189 千円で前年度対比 2,521 千円の増額でございます。事業目的につきましては、洞爺給食センターの管理運営にかかる事業で、主な内容は洞爺地区の 2 校の給食提供に要する調理員の人件費、光熱水費など、食材購入費費用を除いた経費を計上しております。主な増の要因としましては、1 節報酬で調理員の 1 名増加による増、10 節需用費でボイラーの修繕費用、18 節補助金で、物価高騰による保護者の負担軽減対策として、1 食 40 円の給食費への補助金を計上しているものでございます。

続きまして 29 ページ目から 30 ページにかけてでございます。虻田給食センター運営事業です。本年度予算額 48,831 千円で前年度対比 10,209 千円の増額でございます。事業目的につきましては、虻田給食センターの管理運営にかかる事業で、主な内容は虻田地区と温泉地区の 3 校の給食提供に要する調理員の人件費、光熱水費など、食材購入費用を除いた経費を計上しております。主な増の要因といたしましては、1 節報酬で調理員の 1 名増加による増、12 節借上料で老朽化による長期ボイラーを更新するためのリース費用、17 節備品購入で給食調理器具の購入による増、18 節補助金で物価高騰による保護者の負担軽減策として 1 食 40 円の給食費への補助金を計上しているものでございます。以上、教育推進課所管の予算の説明を終わります。

角田社会教育課長

続きまして社会教育課所管の関係予算につきましてご説明いたします。

15 ページに戻っていただきます。

まず、14 款使用料及び手数料、1 項使用料、7 目教育使用料につきましては、社会教育施設及び体育施設の使用料としてそれぞれ計上しております。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目教育費国庫補助金、3 節社会教育費補助金のうち三つ目ですが、3 アイヌ政策推進交付金 1,656 千円につきましては、I C T 遠隔教育事業に係る経費に充当するものです。

続きまして 16 款道支出金、2 項道補助金、7 目教育費道補助金、2 節社会教育

費補助金でございます。学校支援地域本部事業費補助金 1,496 千円は、地域未来塾に伴う財源として計上しております。

16 ページになります。19 款 1 項 1 目繰入金につきましては、みんなの基金繰入金のうち、1 番下の欄の三豊市交流フレンドリーツアーで 2,100 千円を充当することとしております。

続きまして 17 ページになります。3 項、2 節雑入でございまして、1,661 千円となっております。内訳は、説明欄のとおりとなっております。

続きまして歳出にまいります。24 ページをお開きください。4 項社会教育費、1 目社会教育総務費、社会教育管理事務事業でございます。本年度予算額 5,509 千円、前年度対比 354 千円の増となっております。主な事業概要につきましては、社会教育委員会議や委員研修経費、教育指導専門員にかかる経費、社会教育団体への補助金など支援に係る経費を計上しております。給与改定により、教育指導専門員にかかる経費のうち 1 節報酬から 3 節職員手当でそれぞれ増となっております。

続きまして、2 目社会教育奨励費につきましては、社会教育奨励事業で、本年度予算額 8,697 千円で前年度対比 222 千円の減となっております。この事業につきましては、フレンドリーツアー事業や、地域未来塾及び I C T 遠隔教育事業、男女共同参画関連事業、各種講座及び教室などの開催に伴う経費を計上しております。7 節報償費で地域未来塾と I C T 遠隔教育事業の支援員の 1 名増により 208 千円の増となっております。

続きまして 3 目社会教育施設費です。社会教育施設維持管理事業でございますが、本年度予算額 21,776 千円で前年度対比 27,946 千円の減額となっております。事業目的につきましては、各社会教育施設の管理運営に係る事業となります。会計年度任用職員の給与改定によりまして、1 節報酬から 4 節共済費で増額。10 節需用費修繕料で母と子の館トイレの暖房便座の設置及びアリーナ照明の一部交換で 240 千円の増。また、昨年実施しました母と子の館屋根改修工事で 29,000 千円の減。入江・高砂貝塚館オンライン会議用機材等の購入費で 705 千円の減となっております。

次に、26 ページでございます。三つ目の、洞爺湖芸術館管理運営事業となります。本年度予算額 10,061 千円、前年度対比 2,941 千円の増となっております。この事業は、洞爺湖芸術館における特別展、ワークショップ、演奏会の開催、芸術館在り方検討会、木彫作品の防虫殺虫対策の経費を計上しております。1 節報酬におきまして、会計年度任用職員 1 名を増員したことと給与改定により 1,655 千円の増。それに伴いまして、3 節職員手当、4 節共済費がそれぞれ増となっております。7 節報償費は、特別展及び芸術館あり方検討委員会開催により 143 千円の増。14 節工事請負費で 1 階ビッキ展示室におけるエアコン取付工事に伴い、1,192 千円の増などとなっております。

次に 27 ページ、4 目図書館費でございます。読書の家維持管理事業です。本年度予算額 4,891 千円で前年度対比 266 千円の増額となっております。事業概要ですが、町内図書施設における管理運営、読書感想画読書紹介文事業における

経費が計上されております。本年度の変更点ですけれども、1 節報酬、3 節職員手当、4 節共済費におきまして会計年度任用職員の給与改定による増額となっております。

続きまして 5 目文化財費です。本年度予算額 2,229 千円で前年度対比 5,528 千円の減額となっております。主な事業内容として、文化財運営審議会の開催に係る報酬並びに費用弁償、貝塚のガイド報償費、並びに保険料、入江・高砂貝塚のリーフレット増刷、各協議会の負担金及び保存活用団体への補助金などを計上しております。今年度、入江・高砂貝塚堅穴住居復元施設改修業務が完了したことによりまして、5,550 千円の減額。10 節需用費において、貝塚館リーフレット増刷で 253 千円の増額、18 節負担金補助及び交付金において、アプタフレナイの会補助金で 200 千円の減額。縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会負担金で 142 千円の増額で、18 節全体では 58 千円の減額となっております。

続きまして 28 ページ、5 項保健体育費、1 目体育奨励費です。本年度予算額 2,189 千円で前年度対比 407 千円の増となっております。スポーツ推進委員会議員研修にかかる経費、スポーツ教室大会等に係る経費、スポーツ団体への補助金、また新たに設置する部活動地域移行検討会にかかる経費を計上しております。7 節報償費におきまして、部活等地域移行検討会にかかる経費、スポーツ教室の開催に伴う経費で 407 千円の増額となっております。

続きまして 2 目体育施設費、体育施設運営事業になります。本年度予算額 12,929 千円、前年度対比 355 千円の増となっております。各体育施設の維持管理、学校開放事業の調整となっております。本年度の変更点ですけれども、会計年度任用職員の給与改定によりまして 1 節報酬から 4 節共済費が増額となっております。10 節需用費では、町民プールの幼児用プール水槽の塗装修繕で 814 千円を計上してございます。以上で説明を終わります。

渋川教育長

それではご質問を受けたいと思いますがいかがでしょうか。

岡本委員

地域未来塾のWi-Fi ルーター購入について。これはどこに購入するのですか。

角田社会教育課長

こちらはポケットWi-Fi のこととして、今使っているやつに不具合が生じてきたものですから、それを更新するという形になります。

岡本委員

未来塾が母と子の館ですが、ウトウラノに移ると聞いていたのですが。

角田社会教育課長

はい、ウツラノに移る計画を立てていますが、やはりフリーWi-Fiだとどうしても台数が増えてくると、不具合が生じるので、Wi-Fiルーターが必要ということで、今まで 8 台ぐらい使っていたのですが、それを更新します。台数は 5 台に減らしております。

来栖委員

19 ページの教員住宅管理費で修繕が必要となっているのですけれども、実際問題として入る先生いるのですか。

高橋教育推進課長

はい、おります。

来栖委員

私たちが聞いたところでは、古いし、自分たちでアパートを借りた方が良いつという先生方が多かったので、必要性があるのかなと思ひまして。入らないのだったら直さずに町の公営住宅を貸してくれたほうがいいのにね、っていう話題があったんですけれども、いらっしゃるということであれば良いです。

岩崎委員

15 ページの教育費、地域未来塾の予算が 2,350 千円と大きく減ったのはどういう理由ですか。

角田社会教育課長

ここには道の補助金が幾つか入っているのですが、令和 5 年度では、地域づくり総合交付金がありまして、入江貝塚の堅穴住居で予算措置をしていたのですが、その交付金がなくなったため、これだけの額が減っているという形になります。実際は地域未来塾自体の補助金は、少しアップした形で計上しております。

渋川教育長

その他よろしいでしょうか。

《「なし」の声》

以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。

続きまして 31 ページになります。報告第 8 号、令和 5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要について、事務局よりお願いいたします。

高橋教育推進課長

議案書 31 ページ報告第 8 号、令和 5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要について次のとおり報告いたします。

調査期日につきましては、令和 5 年 4 月から同年 7 月末までの期間で実施し

ております。対象学年については小学 5 年と中学 2 年生、調査内容につきましては、(1) 児童生徒に対する調査といたしましては、実技と質問紙の調査を実施してございます。(2) 学校に対する質問紙調査、3 番目は教育委員会に対する質問紙調査、というようなことを実施しております。

ここでは (1) の児童生徒に対する調査の概要について、別冊の資料 2 で説明させていただきたいと思います。最初に用語の解説と説明といったところです。体力テストの種目の集計は、上限値と下限値を超えるデータを外してやっていますとことです。あと、用語のところで出てきますけれども、平均値 T 得点といった数値が出てきますけれども、それらの数値の考え方については、こちらに記載されているとおりの考え方に基づいて、出しているということを承知いただきたいと思います。

1 枚めくっていただきまして、体格集計でございます。小学校 5 年男子でございますけれども、身長体重ともに全国・全道平均を上回っているという現状で、肥満傾向、高度・中度肥満の割合が全国全道を上回っており、昨年と比較すると、高度の肥満の割合が増えているような現状でございます。小学校 5 年女子につきましては、身長は全国全道を上回る、体重も全国を上回っています。肥満につきましては平均並みであり、昨年度と同様の結果というような状況でございます。

続きまして、2 ページ目ですけれども、今度は実技集計でございます。小学校男子、握力からソフトボール投げまで、各種項目の数値は記載されているとおりでございます。

体力合計点というところでございますけれども、平均値では 49.76 ということで、全国全道を下回っています。T 得点というところでも同じく下回っているというところでございます。この総合評価につきましては、B と C が概ね 9 割近くを占めているというような結果でございます。昨年と比較すると、昨年は C、D、E がほとんどを占めていたところがございますので、B が昨年度よりも増えているような結果になっており、総体的には全道全国に少し近づき、昨年よりよくなっているというような傾向がうかがえます。

続きまして、次のページでございます。小学 5 年女子の実技集計でございます。握力からソフトボール投げまでそれぞれ記載の結果となっております。体力の合計点数については 52.91 と全国全道を下回っており、T 得点も同様でございます。総合評定といたしましては、昨年度とほぼ変わらないような状況になってございますけれども、昨年は A が 15% いたところが今回 4.3 となって、それが B のほうに、加算されているというような結果からすると、全体的には昨年度より落ちている傾向がうかがえるという結果でございます。質問紙の集計表は省略させていただきます。

中学生になります。1 ページ目は用語の説明でございます。その次のページから体格集計といたしまして中学校 2 年の男子女子の傾向でございます。身長体重ともに全国全道平均を上回っております。昨年と比較しても大きな差はないというような結果になっております。女子も身長体重とも全国を上回る結果で、

肥満傾向が昨年より増えております。高度・中度肥満が増え、痩せている、という部分も若干増えているというような傾向が出てきております。

次のページが男子実技集計です。握力からハンドボール投げまで、記載の結果となっております。体力の合計点といたしましては、37.93。T得点も46.9と全道全国を下回っているという結果でございます。総合評定といたしましても、大きな変更はないということで、若干ですけれども50メートル走と立ち幅とび、ハンドボール投げが、低いのですけれども昨年よりも伸びているという結果が出ています。総体的には全国全道には及んでいないという傾向が見られる結果となっております。

続いて、次のページの女子の実技集計でございます。握力からハンドボール投げまで記載の結果でございます。平均合計点は48.6、T得点も50.7と、全道、全国を上回っているような結果になっているところでございます。

昨年度と比較しても、大幅に上回っているという結果が見られます。総合評定といたしましても、若干上回っているのですが、個別に見るとB評価というのがかなり増えている形になります。Bが今年38.9でしたけれども昨年度は22.2でしたので、この部分が伸びているような、結果となっております。全体的にも昨年度より体力が向上していると言えると思います。

議案書31ページのほうに戻っていただきまして、総括的にいたしますと、コロナ禍明けの体力テストということにしましては、良い傾向がうかがえるのかなという形で、事務局といたしましては分析しているところでございます。以上報告いたします。

渋川教育長

ご質問をお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

岡本委員

毎年小学5年生と中学2年生で継続しているのですが、温泉小学校では毎年どの学年でもやっているという話を学校訪問の時にされていて、そうであれば去年との比較というのがすごく分かるのですが、これだけだとちょっと、伸びているのかどうか分からないなと思います。毎年学校で測定したデータを受けて、洞爺湖町の学校や子どもたちはこういう所が低いから、こういう活動をしよう、とか教育活動に取り入れたりしているのでしょうか。国で決められている活動としてテストをしているだけなのか。せっかくなので、このデータを使って学校や町の子どもたちの足りないところが伸びていくようなものになっていけばいいなと思います。

渋川教育長

次年度、令和6年度については全部の学校の全学年でこれをやっていただこうと思っています。ですので、その学年の子どもたちの経年変化ということを見ていってほしいという思いから、今でも温泉小学校ではやっていると思います。

日 程 第 5
【 議 決 事 項 】
・ 議案第 7 号

他の学校でもやっている所が幾つかあると思います。道教委的にも全学年全種目やってくださいっていう形で言っているものですから。ただそれが、全町として集計できていないっていう部分もあるので、ちょっとその辺りのところに次年度手を入れて行きたいと思っています。

私も去年、今年と見ていて、うちの子どもたちが苦手としているのかなっていうのはやっぱり持久力です。北海道の子どもたちのほとんどがそうなのですが、この 20 メートルシャトルランが持久力を見るとこなのですが、そこがなかなか伸びて来ないというところから、やはり運動習慣がきちんと身に付いていないというところが原因なのか、というようなところと、あと男の子で傾向見られるのは、柔軟性ですね。体の硬さが見られるかな、というところが課題として挙げられていますので、その辺り、ちょっと全町的にうまくデータを集めるなりして、少しテコ入れできるところはやっていきたいなというふうに思います。

その他いかがでしょうか。

《「なし」の声》

それでは、以上のとおり報告を受けたということでご了承をお願いいたします。

続きまして、32 ページになります。

日程第 5、議決事項でございます。

議案第 7 号洞爺湖町教育委員会部局の人事異動について、事務局よりお願いいたします。

高橋教育推進課長

議案書 32 ページです。議案第 7 号、洞爺湖町委員会部局の人事異動について、別紙のとおり発令したいので、議決を求めるものでございます。議案説明資料の 1 ページ目をお開きください。

本年 4 月 1 日付での人事異動の内示でございます。部長職といたしまして山本恵一郎さん、虻田中学校の現在教頭でございますが、教育指導作業として新規採用割愛制度を活用して採用の内示を考えております。課長職につきましては細江幸恵さん、上下水道課長から教育推進課長。係長職といたしましては黒澤博美さんが社会教育文化スポーツ係長のほかに芸術館係長を兼ねる。主任職といたしましては、谷永智崇さんが洞爺湖温泉観光協会の派遣から、教育推進課学校教育係主任兼総務係主任兼教育政策係主任になる。原信也さんが再任用でございますけれども、教育推進課学校給食センター主任。係職といたしましては、工藤和大さん新規採用でございますが教育推進課総務係兼学校教育係兼教育政策係。続いて小八木香菜子さんが新規採用でございますが社会教育課、洞爺湖芸術館。

3 ページ目になります。町長部局への出向という形になります。私、教育推進課長が経済部の生活環境課長へ。汐後康彦さん、係長職ですけれども、社会教育課の主査と芸術館係長が経済部建設課主査。係職のほうでは高橋杏美さん

・議案第 8 号

が教育推進課から総務住民税務課戸籍年金係へ。横山千里さんが社会教育課から洞爺湖温泉観光協会へ派遣、というような内示をしているところでございます。以上、異動の発令をする議決を提案させていただきます。

渋川教育長

質疑をお受けしたいと思います。

《「なし」の声》

異議なしと認めます。

議案第 7 号洞爺湖町教育委員会部局の人事異動については、原案のとおり可決されました。

それでは続きまして、議案第 8 号洞爺湖町立学校教職員の人事異動について事務局よりお願いいたします。

高橋教育推進課長

議案書 33 ページになります。議案第 8 号、洞爺湖町立学校教職員の人事異動について、次のとおり内申をしたいので議決を求めるものでございます。こちらにも議案の資料、説明資料の 5 ページをお開きください。

学校職員の内示書でございます。まず、校長職でございます。洞爺小学校の山下校長が自己都合により退職、後任は大滝徳舜警学校の羽根秀哉さんが校長先生として転入なさいます。洞爺中学校につきましては、西村校長先生が室蘭の地球岬小学校に転出、後任は登別緑陽中学校の内山勇一先生が校長採用として転入されます。

教頭職につきましては、洞爺湖温泉小学校の市嶋教頭が豊浦の大岸小学校に校長採用として提出なされます。後任は豊浦礼文華小学校の竹内淳さんが教頭に昇任して転入されます。虻田中学校の山本教頭は教育委員会へ転出、後任は白老中学校教頭の荒地健さんが転入なさいます。

教諭ですけれども、虻田小学校の久郷祥男さんが室蘭のみなと小学校へ、後任には幌別登別の幌別西小学校の佐藤雄亮さん。同じく虻田小学校の西澤美里さんが豊浦小学校へ、後任には長和小学校の今野登司さん。同じく虻田小学校の大橋先生は自己都合で退職、後任には伊達西小の中里明雄さん。同じく虻田小学校の中畠美保さんはむかわ穂別小学校へ転出、後任には壮瞥小学校の佐々木浩司さんが来られます。

洞爺湖温泉小学校の森田一男さんが室蘭白蘭小学校へ、後任には八丁平小学校の大越正史さん。次のページになります。同じく温泉小学校の石原梨沙先生が地球岬小学校へ、後任には八丁平小学校の塩田未奈先生。同じく温泉小学校の大路先生が関内小学校へ、後任に豊浦小学校の板垣武宏先生。洞爺小学校の長谷川純先生が大滝徳舜警学校へ、後任には室蘭海陽小学校の中山佳久さん。

虻田中学校の鈴木正規さんが主幹教育として昇任なさいます。同じく虻田中学校の荏屋芽衣さんが室蘭の翔陽中学校、これは定数減による減です。同じく虻田中学校の大植渚左先生が自己都合による退職、後任には本室蘭中学の辻育郎

・ 議案第 9 号

さんが転入されます。同じく虻田中学校の福沢優李奈さんが、他管ですけれども函館市の五稜郭中学校に転出、後任には苫小牧植苗小中学校の斉藤文子さんでございます。

洞爺中学校です。山城邦和さんが豊浦中学校に転出、後任には北広島市東部中学校から岩渕祐樹さんです。同じく洞爺中学校の横山映理奈さんが室蘭市翔陽中学校、後任にむかわ中学校の浅野寿記さん。同じく洞爺中学校の輪島恵子さんが本室蘭中学校へ、後任には沼田町立沼田中学校、他管からですけれども、飛谷学さんが転入されます。あと、洞爺中学校は特別支援学級が新たにできるため、定数増の新規採用で亀田真奈歌さんが採用されております。

事務職員といたしましては洞爺小学校の源藤将人さんが錦岡小学校へ、後任には東明中学校の藤澤提一さんが来られる、という人事の内申をしたいので議決を求めたいと思います。以上、ご提案いたします。

渋川教育長

ご質問をお受けしたいと思います。

《「なし」の声》

異議なしと認めます。

それでは議案第 8 号、洞爺湖町立学校教職員の人事異動については、原案のとおり可決されました。続きまして 34 ページになります。

議案第 9 号、洞爺湖町部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定について、事務局よりお願いいたします。

角田社会教育課長

議案書 34 ページになります。議案第 9 号、洞爺湖町部活動地域移行検討委員会設置要綱を次のように定めるものでございます。

設置の目的といたしましては、まず第 1 条にございます。この要綱は、洞爺湖町立中学校の生徒が、将来にわたってスポーツや文化活動に継続して親しむことのできる機会の確保に向け、学校部活動から地域クラブ活動への移行を検討するため、検討委員会を設置するものでございます。第 2 条は所掌事務で以下の各号について協議検討することとしております。第 3 条は組織及び委員の委嘱についてで、次の各号に掲げる者のうちから 10 名以内をもって組織し、教育長が委嘱することを定めてございます。第 4 条につきましては、任期でございまして、委員の任期を 3 年と定めてございます。第 5 条は、委員及び副委員長を選任について、第 6 条は会議として第 1 項で、検討委員会は委員長が招集し、会議の議長となること。それから、第 4 項で委員長が必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求めることができるとしております。第 7 条の庶務は、教育委員会社会教育課において処理すること、次のページ、36 ページ参りまして第 8 条、委任ではこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めることとしております。最後に附則でございます。この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。二つ目、この訓令の施行日以降最初に開かれ

る会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず教育長が招集することとしております。以上、ご提案申し上げます。

渋川教育長

それでは質疑を受けたいと思います。

吉田委員

任期 3 年で、任期中であってもその本来の職を離れたときは云々ということは、いわゆる充て職っていうか、例えば P T A の会長さんとかにお願いするってことですね。

角田社会教育課長

はい

来栖委員

いつまでに移行をするかという目的、目標みたいなのは特に設けてはいなくて、第 2 条の検討委員会は研究や調査をしたり、運営体制とか必要な地域に必要なことに関することを打合せしていきます、ということが書いてあるのですけれども、その 3 年間の間に移行するとかいう期限はありますか。

渋川教育長

ここはですね、令和 7 年までに検討しなきゃならないとなっています。ですから、令和 8 年からスタートという形なのですけども、ただ、全部一気にスタートできるかどうか分からないということで、一部スタートさせて、そのあと追っかけいろんなものがくっついてくるっていうことがあるので、全体としてとなるといつまでというのはちょっと見えないところです。

来栖委員

ということは、この委員会というのは、その全てが終わるまで続けるというニュアンスでしょうか。

渋川教育長

おそらく、終わっても変更が出てくることも当然あると予想されますので、当面はこの会議自体は立ち上げておかないと、いろんな問題が起きたときに話し合う場がなくなってしまうものですから、それが必要になるかと思っていました。

その他、ご意見はございますか。

《「なし」の声》

それでは、異議なしと認めます。

議案第 9 号、洞爺湖町部活動地域移行検討委員会設置要綱の制定については、

・議案第 10 号

原案のとおり可決されました。

続きまして 37 ページ、議案第 10 号、教育指導参与の配置に伴う関係規則の整理に関する規則について、事務局よりお願いいたします。

高橋教育推進課長

議案第 10 号、教育指導参与の配置に伴う関係規則の整理に関する規則について、次のように定めるものでございます。

説明につきましては議案説明資料 7 ページを開いていただきたいと思います。教育指導参与の配置に伴う関係規則の整備に関する規則概要というものがございます。趣旨といたしましては、教育指導参与を新たに置くということに関しまして、所要の改正を行うものでございます。

改正する規則につきましては 3 本予定しておりまして、洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則、洞爺湖町教育委員会行政組織規則、洞爺湖町教育委員会職員の職名に関する規則の改正をするものでございます。

改正内容といたしましては、(1) (2) (3) というような形で考えてございますけれども、教育指導参与という職を新たに加えるということと、今まで教育参与という職の配置もございましたが、そちらを教育指導参与に改める、というようなことが概ね全般的な改正内容の趣旨でございます。

では、詳細につきましては次 8 ページ目以降の新旧対照表で説明させていただきます。まず、洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則新旧対照表第 1 条関係でございます。こちらの規則につきましては、教育長に事故があるときに、臨時に事務局の職員が代理できる順位を定めているというものでございます。従来まで教育参与が 2 番目でしたけれども、今回教育指導参与を 2 番目に改めるというような改正を行うものでございます。ちなみに、1 番目は教育次長と 2 番目が教育推進課長、3 番目が社会教育課長というような順番となっております。

続きましてその下、洞爺湖町教育委員会行政組織規則新旧対照表、第 2 条関係でございます。こちら、従来までは教育次長及び教育参与を置くというようなことを定めてございましたが、改正後は教育次長及び教育指導参与を部長職として置くというようなことで考えてございます。これまでの教育参与という職の位置づけが、部長ではなくて次長職という位置づけがございましたので、3 項の教育参与の職務の内容を今回は削除する改正も併せて行ってございます。

続きまして 9 ページ目、洞爺湖町教育委員会職員の職名に関する規則、新旧対照表第 3 条関係になります。現行の次長職であります教育参与を削除して、部長職に教育指導参与という職名を加える改正を行うものでございます。議案書 37 ページに戻っていただきまして、附則でございます。この規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上ご提案申し上げます。

渋川教育長

それでは質疑を受けたいと思います。

岡本委員

初めてのことでちょっと分からないのですが。どのような形でこの新しい職種ができたのでしょうか。学校の先生が来られるということも含めて、いろんな背景をお聞きしたいなと思います。

高橋教育推進課長

現在、教頭職の学校の先生の割愛制度というものがございまして、こういう一定期間、道教委を1回退職して市町村の職員になるという制度がある。そういうことによって、今まで、教育指導専門員と言って会計年度任用職員でやっていただいた仕事があるのですが、そこをさらにこれからの教育の充実を図るために、現職の教頭職を呼んで、職員として、即戦力として教育のほうをやっていただきたい、という意味で、今回このような制度を活用させていただいたということでございます。近隣で割愛制度を利用していないのは、うちと壮瞥と豊浦という形で、東部はほぼ活用しているような状況にもございますので、これから考えております小中一貫教育や子どもの学力向上、そういった部分に、戦力として発揮していただく配置を今回決めたということでございます。仕事をする場所は教育委員会の事務局になります。

岡本委員

職員は道職員を退職されて、洞爺湖町の教育委員会に採用されて、また教職に戻るといふこともあるんですね。

高橋教育推進課長

必ず戻ります。

岡本委員

期限は決まっていますか。

渋川教育長

決まってはいいのですが、通常2年から3年というサイクルでやられています。先ほど課長も申し上げましたが、近隣で最終的に来年度からむかわ町も入れると言っておりましたので、豊浦と壮瞥さん以外は全部の市町にこういう制度を使って、現職の教員が入ってきているという状況です。そういった中でのネットワークづくりも今度できるものですから、いろいろな市町の情報を捉えながら、タイムリーにいろいろな必要なことをやっていけるという部分もありますし、教育局との繋がりも今度はかなり強くなりますので、いろいろな部分でのプラスの部分の大きいかなと。やはり、これから新しく中身の部分に手を入れていかなきゃならないものですから、現職の教頭職員ぐらいでないと対応できないものですから、そのところを、私ももちろんやりますけども、手が回らなくなるとそちらのほうをお願いしなきゃならないなというところですよ。

吉田委員

正式な場でそういうお話を聞くのは今までなかったものですから、いろんなところからいろんなお話は伺っていたのですが、勝手に教育長の強い思いの現れかな、と思っておりました。

渋川教育長

そうですね、私の右腕となってやってもらいたいという思いもありますので、中身の部分のところに手を入れていかなければならないというところで、やはり現場の職員を入れていくことで、その部分が実現するかなと思っているところです。

それでは提案のとおり承認することよろしいでしょうか。

《「なし」の声》

それでは、異議なしと認めます。

議案、第 10 号、教育指導参与の配置に伴う関係規則の整理に関する規則については、原案のとおり可決されました。

続きまして、38 ページ、議案第 11 号、洞爺湖町立学校管理規則の一部改正について、事務局よりお願いいたします。

高橋教育推進課長

議案第 11 号、洞爺湖町立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。

議案説明資料 10 ページ目をお開きください。洞爺湖町立学校管理規則の一部改正概要というものがございます。先ほどの教員の人事の内示の中でも出てきましたけれども、虻田中学校の鈴木先生が、主幹教諭に昇任するという内申が行われます。それに伴いまして、主幹教諭に関する規定に関連する所要の改正を今回行うものでございます。

この主幹教諭という部分でございますが、洞爺湖町の学校としては初めて配置する形になるかと思えますけれども、国の法律に基づいて配置される役職となっております。大きな学校で配置されるというような基準があるのですが、洞爺湖町のように、小規模な学校では、課題校という枠の中で、時間講師が主幹教諭に昇任することによって時間講師が 0.5 人分配置されるというようなこともあります。うちの課題といたしましては不登校、学力向上の課題ということ、中学校で取り組んで頂くために引き続き鈴木先生が主幹教諭に昇任し、その部分の 0.5 人工分を、新たに時間講師を任用して対応するといった制度の仕組みとなっております。それに伴う例規の改正という形になりますので、中身につきましては、11 ページ目の新旧対照表のほうでご説明いたします。

まず、第 4 条でございます。第 2 項、第 3 項の改正でございますけれども、第 6 条に次の条を新たに追加することに伴う文言の整理でございます。第 6 条、主幹教諭の関連する条項を新たに追加してございます。主幹教諭の職務内容を

規定するものでございます。第 6 条の 2 でございます。今まで第 6 条だったものを主幹教諭を追加したことによって、第 6 条の 2 と条を変えるものと、第 6 条の 2 の第 2 項では時間教諭を置くことに伴って、主任職を必ずしも置かなくても良い、といったような規定を定めるものでございます。3 項以下は 1 項ずつ繰り下げるものでございます。議案書 38 ページに戻っていただきまして、附則でございます。この規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、ご提案申し上げます。

渋川教育長

それでは、質疑をお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

これもちょっと無理を言ってお願いして、局のほうで認めていただいた部分です。何とか少しでも不登校とか、その辺りに手を入れられたらな、という思いの中で、どのぐらいの年数を置いてくれるか分かりませんが、1 回置かれましたので、相当期間を置いていただけるかな、と感じているところです。

それでは、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《「なし」の声》

それでは、異議なしと認めます。

議案第 11 号、洞爺湖町立学校管理規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、39 ページ議案第 12 号、洞爺湖町育英資金等教育振興基金条例、施行規則の一部改正について事務局よりお願いいたします。

高橋教育推進課長

議案第 12 号洞爺湖町育英資金等教育振興基金条例施行規則の一部を次のように、定めるものでございます。

議案説明資料 12 ページ以降で説明申し上げます。育英資金の貸付けに係る様式の関係でございます。ルールの関係でございますけれども、現行の規則は育英資金を貸し付ける際に、貸付金額や返還期間、毎月の返済金額等を記載した書類を取り交わすという仕組みになっていなくて、貸付けが完了した後に書類を提出するというような仕組みになっていたことから、今後は貸付ける前に借用書、返還期間、返還額、そういったものを貸付者、借受人、保証人で確認合意した上で貸付けを実施するよう規則の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、これまで、誓約書といったものを提出させていたものがございます。月額幾らで借りて、その後返しますといった程度のものであったのですが、今後は返還誓約書兼借用書という形で様式を改めて提出させるということと、返還誓約書兼借用書など、必要書類の提出がなければ育英資金の交付をしてはならない旨を規定するものでございます。詳細につきましては、新旧対照表 13 ページ以降で説明させていただきます。第 5 条第 3 項でございまして、誓約書という文言を返還誓約書兼借用書に改める文言の改正でござ

います。第 7 条第 3 項を新たに追加するものでございます。こちらに書いているのは、先ほどの返還誓約書兼借用書を提出し受理された後でなければ貸付金は交付できない旨の規定を定めたものでございます。第 9 条につきましては、次のページになります。これも、改正前のものを見ていただければ分かるのですが、借受人は育英資金の貸付けが終了したとき、速やかに借用書を提出するといったルールになっていました。このルールがあると、やはり 5 年、4 年、2 年後に借用書を取るということになり、場合によっては忘れてしまうということもあるので、事前にあらかじめ貸付金額返還期間というものを決めた上で、貸付け借用書を取るというような様式に変える内容でございます。議案書に戻っていただきまして、40 ページ目を開いていただきたいと思います。40 ページ目以降が、この変更契約書兼借用書といった様式でございます。このように、貸付ける前に月額いくら、総額いくらですよということ、いつからいつまで貸しますということ、いつからいつまでに返してもらいますということ、月額払いか、回数は何回か、1 回の金額がいくらか、というところを本人と教育委員会と保証人が共有した上で初めて貸付けを執行する、という形に変えたいというような今回の改正の内容でございます。そのあと 42 ページ以降は、一時金の貸付けの場合で同様の改正となっております。43 ページ目、附則でございます。この規則は公布の日から施行するものでございます。以上、ご提案申し上げます。

渋川教育長

それでは質疑をお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

来栖委員

お金を借りるのもやっぱり実印なのですね。

高橋教育推進課長

はい。

吉田委員

今までの形式でやって、何か問題が起きたからということですか。

高橋教育推進課長

若干返還に遅れが出てくるというところが正直あります。担当者入替えによって、その引継ぎがうまく行かなくなる可能性も今後出てくる部分も含め、事前にもらっておくべきかと。先進地のものをみると大体もらっておりますので、そういうふうに改正したいということでございます。

岩崎委員

何件くらいあるのですか

・議案第 13 号

高橋教育推進課長

その年によっても違うのですけども、今年の貸付金は 1 件で、一時金が 2 件の申請がありました。そのほかにも給付金はあるのですけど、給付というのは貸しっ放しで、返還がないやつはいいのですけれども。

渋川教育長

それでは、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《「なし」の声》

それでは、異議なしと認めます。

続きまして、44 ページになります。

議案第 13 号、洞爺湖町教育委員会事務専決規程の一部改正について事務局よりお願いいたします。

高橋教育推進課長

議案第 13 号、洞爺湖町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を、次のように定めるものでございます。

議案説明資料 15 ページ目以降で説明申し上げます。教育指導参与の配置につきまして、教育委員会事務局の事務決裁規程の所要の改正を行いたいと思っております。

本来、教育指導参与は部長職という職務内容なので、町長部局の部長職と同等の決裁権限、専決権限というものが与えられるのですけれども、今回は期間限定だということ、あと、教育のプロパーということで教育の行政の内部の部分についてはなかなか一定の判断が難しいというようなことも踏まえまして、教育指導参与に専決権限、教育指導参与で決定ができる権限は与えないで、あくまでも教育長の決裁を必ずもらうというような改正を今回行いたい趣旨で提案するものでございます。

改正の中身につきましては、16 ページ目以降の新旧対照表のほうで説明申し上げます。第 2 条の (2) 専決というようにございます。従来までは教育次長、教育参与及び課長職については、それぞれの職務権限に応じて専決権限というものが与えられましたけれども、今回の教育指導参与にはこれを与えない、というような改正を今回教育指導参与を削るということで行ってまいります。第 5 条につきましても、専決事項というところに教育指導参与を削るというような改正を行ってまいります。第 7 条の代決です。上司がいない場合の代決権限というところにつきましては、教育長の代決権限には、教育指導参与または主務課長というところと、教育次長の代決権限の第 1 順位に主務課長、第 2 順位には課長補佐と主幹係長とする改正を行っているというところでございます。議案書のほうに戻っていただきまして、附則でございます。この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上ご提案申し上げます。

